

平成 26 年度における鳥取県地域職業訓練実施計画

平成 26 年 7 月 22 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、鳥取県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 平成 25 年度における職業訓練をめぐる状況

平成 25 年度において、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は、当県において 14,985 人となっている。

平成 25 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 1,419 人（平成 26 年 3 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 554 人（平成 26 年 3 月末現在）

平成 25 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	88.1%
委託訓練	75.1%
- ・ 求職者訓練

基礎コース	84.7%
実践コース	79.2%

注 施設内訓練は平成 25 年 12 月末までに、委託訓練は平成 25 年 11 月末までに、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは平成 25 年 12 月末までに終了した訓練の、終了後 3 ヶ月までの就職率。

3 平成 26 年度における職業訓練の実施方針

雇用情勢は改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くことが想定されることから、離職者を対象とする職業訓練は、平成 26 年度においても、介護等、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

(1) 実施規模と分野、就職率に係る目標

① 公共職業訓練（離職者訓練）

- 平成 26 年度においては、訓練定員を 1,560 人確保している。
- 施設内におけるものづくり訓練は、今までどおり行うこととし、委託訓練においては、福祉等成長が見込まれる分野に重点をおいて実施し、また、機構・県と労働局・ハローワークの連携し、地域のニーズに沿ったコースを設定する。
- 就職率の目標は、施設内訓練で 80%、委託訓練で 70%を目指す。

② 求職者支援訓練

- 平成 26 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、600 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 700 人を上限とする。
- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 75%）。
- その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

		鳥取県全域
基礎コース		180人
実践コース		520人
	介護系	130人
	医療事務系	60人
	情報系	28人
	その他	302人

- 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	鳥取県全域
基礎コース	10%
実践コース	20%

算定した結果、認定上限値が15人を下回る場合は、これを15人に切り上げることができる。ただし、実績枠が15人を下回ることがないようにする。

○ 認定単位期間

当県においては、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。

認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、鳥取労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取職業訓練支援センター（以下「機構センター」という。）のホームページで周知する。

- これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。

(2) 訓練修了者に対する就職支援等の充実

- ① 公共職業訓練については、訓練期間中から終了後までにおいても、実施機関と公共職業安定所が連携し、ジョブ・カードを活用した適切なキャリア・コンサルティング行い、訓練効果が活かせる、求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実させる。

- ② 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

- このため、求職者支援訓練の受講を希望する者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- 訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- 訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

また、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連す

る訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 推進体制

- 公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練を合わせた訓練規模や時期を考慮し、職業訓練の受け皿や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国、鳥取県、機構センター、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、鳥取県地域訓練協議会を開催して、当県の実情を踏まえた求職者支援訓練の実施計画について検討する。

- 当県においては、鳥取県地域訓練協議会に加え、産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを必要に応じ開催する。ワーキングチームは、鳥取県商工労働部雇用人材総室、機構センター、鳥取労働局職業安定部で構成する。
- このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、鳥取県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- 今後とも、鳥取県地域訓練協議会及びワーキングチームを開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。